

第1部 FCJについて		
No.	ご質問	ご回答
1	弊社では、クロムめっきにPTFEを含まれる処理を行っています。 この場合、セクターは「金属めっき及び金属製品の製造セクター」になるのでしょうか、それとも、潤滑目的での使用なので「潤滑剤セクター」になるのでしょうか。 また、お客様によっては食品と接触する用途で使われますが、その場合に限り、我々は「食品接触材料及び包装セクター」になるとの理解でよろしいでしょうか	用途詳細が不明のため、個別案件についてFCJとして明確な回答は出来兼ねます。ただし、ご参考としてクロムめっきにPTFEを含まれる処理は、その処理が金属製品の表面加工として行われているため「金属めっき及び金属製品の製造セクター」に該当すると考えられます。 ECHAが示す「用途マッピング」にもクロムめっきが金属めっきセクターの一部として示されています。 また、めっきが潤滑機能付与の目的で使用されていても、用途マッピングでは「潤滑剤セクター」には分類されません。潤滑剤セクターはグリースや潤滑油など、あくまで潤滑製品として使用されるものが分類されます。詳細は、ECHAの用途マッピングをご参照ください。 (https://echa.europa.eu/documents/10162/17091/pfas_use-mapping_annex_to_guidance_for_respondents_en.pdf/e242dcf0-0aab-2619-234e-09445bb181c5?t=1765893415372) なお、最終製品がお客様において食品接触用途に使用される場合には、その旨を用途特性として説明することは考えられますが、用途分類上は必ずしも「食品接触材料及び包装セクター」に該当するとは限らず、個別用途に応じた整理が必要と考えられます。

第2部-1 欧州REACH PFAS制限のSEAC案 規制概要についての質問		
No.	ご質問	ご回答
1	SEAC案は今までPFAS規制から対象外だったものについても正当化しないとありました。資料には載っていないもの(例えばPFV)なども含んだ全てのPFASが対象となる可能性が現時点ではあるのでしょうか？	今回のPFAS規制案におけるPFASの定義は「少なくとも1つの完全にフッ素化された(H/Cl/Br/I原子が結合していない)メチルまたはメチレン炭素原子を含むフッ素化合物」というOECDの定義を基本とし、提案者側で一部の分解可能な構造(-OCF3等)を除外したものととなっております。SEAC案はこの除外構造を正当化しないとという言及がされていますが、いずれにせよOECDのPFAS定義外であるPFV等は引き続きPFAS規制の対象外であると解釈しています。
2	第2項制限量についてもう少し詳しく知りたかった。資料では略して書かれているかと思いますが「ひとつの種類のPFAS」「複数の種類のPFAS」は特定PFASについてであり、その対象はPOPs条約の規制対象である4物質群になるでしょうか？また「高分子PFAS」は「全てのPFAS(高分子PFASを含む)」と理解して大丈夫でしょうか？	「ひとつの種類のPFAS」、「複数の種類のPFAS」いずれも特定PFASに限定されるものではなく、ターゲット分析(対象の分析法が確立されており正確に定量する分析)で測定可能なPFASが対象と解釈しています。すなわち、個別で分析・定量可能なPFASであれば当はまると考えています。 「高分子PFAS」については「すべてのPFAS」として記載されている閾値が適用されると理解しています。
3	新規に追加された8セクター(特に配管・シール用途)については、有期ではあるものの、除外が規定される流れにあると、漠然とした認識でした。しかし、あまり検討が進んでいないことが分かりました。亲眼視は出来ないということでしょうか。	SEAC意見案においては、追加8セクターについては、Annex XV報告書(ver.2)の改訂段階で2025年8月(ver.14)に追加されたため、SEACとして詳細なセクター別評価を実施していないと整理されています。そのため、評価が行われるまでという期限付きの適用除外については見送られていますが、評価の具体的なプロセスは提示されていません。そのため、現時点で結論の予測は困難ですので、まずはパブコメで意見を述べておくことが重要です。

第2部-2 Fガス関連のSEAC案についての質問		
No.	ご質問	ご回答
1	第7回FCJセミナー資料p38、社会経済性 コスト 主なコスト要因は再設計、試験・認証、製品再適格化、供給調整であり、提出コメントでは代替に10~25年、企業あたり数百万ユーロ規模の負担が示されているとありますが、提出コメントのREF No.を教えてください。	SEACは、代替に必要な期間とコストに関するコメントとして、例えば#4436、#4543、#8587、#9434を挙げており、これらを含めた提出コメントを記載のようにまとめています。詳細についてはセクター別の意見書をご確認いただければ幸いです。

第2部-3 欧州PFAS制限案の2回目のパブコメへの準備についての質問		
No.	ご質問	ご回答
1	提出したパブコメの修正をたく、どこか画面で実施できるか分かりますでしょうか？ 下記リンク資料の最終スライドに、提出内容を変更する場合の記事が書かれており、分かりましたらご教授頂けないでしょうか？ なお、提出番号(contribution ID)は残っております。	一度提出したコメント内容の修正は出来ません。2026/5/25(月)までであれば、SEACドラフト意見に関する送信後の提出内容の修正は、「新たな提出を行い、前回提出(contribution ID)を明示して差し替え内容を明記」することになります。
2	今回のコメントは、第1回パブコメを値を用いてコメントを記載すべきでしょうか。例えばQ1.24-1.28のコスト・数量などの数値は、その後の市場調査などにより第1回パブコメ時と異なる。根拠や出典を示せば変更しても良いものなのでしょうか。	第2回パブコメのコメントでは、原則として「最新かつ根拠の明確な数値」を用いるのが望ましいですが、推計も可とされております。第1回パブコメ時点の値と異なる場合でも、変更理由と根拠・出典を明示することで、再度評価されると思われます。
3	・部品メーカーとしての影響金額算出は単純な材料変更によるところが主であり、ウェビナー内で説明のあったプラントの設備改造や停止、再立ち上げなどの影響を見込んだ算出はユーザーの内容で難しい状況です。 従って今回のパブコメは見送り、ユーザーにお任せする方針が良いでしょうか。 (既に過去社内的な影響を示すパブコメは提出しています) ・P54のUse-mappingにてシーリングは特定のセクターには属していないため、仮にパブコメを提出する場合はGeneral surveyに入力する形で問題ないでしょうか。	完全に見送るよりも、「サプライヤーとして把握可能な範囲」に限定した追加コメントを出すことをお勧めします。プラント改造や停止・再立ち上げといったユーザー領域の影響は無理に見積もらず、「算定範囲外」とし、数値算定の範囲を明記すれば十分な意見出しになると考えます。サプライヤー視点の材料置換コスト、調達リードタイム、供給制約、品質認証に要する期間などの情報は政策設計に有用です。 シーリング用途については、新たに追加された8セクターに該当します。追加された8セクターは、General surveyでの回答となります。
4	追加で発表された8セクターはSEAC案が提示される事無くパブコメ募集が行われ、最終案になっていくという事でしょうか？(別途期間が設けられることは無い?)	追加の8セクターについては、時間的制約からSEACでの評価は行われておりませんが、一般調査でのパブコメ募集が行われています。SEACは、この8セクターにおいて、評価完了までの限定的適用除外を提案しているものの、欧州委員会の判断に委ねられるため、今後のプロセスについては不確実性が大きい状況です。現時点で、別途パブコメが設けられる等の情報はありませぬので、今回の機会に意見提出することを推奨いたします。
5	今後、パブコメを提出する予定です。 その具体的な方法(たぶんPFASのHPからアクセス?)も教えてください。	ECHA(欧州化学品庁)の専用サイト (https://ec.europa.eu/consultation/runner/echa_pfas_seac_do_consultation)からアクセスし、EU Survey形式で提出する形になります。FCJでは、アカウント登録から入力方法までの解説資料「EU Surveyの入力方法について」をHP上に準備(https://fcfp.jp/webiner-detail_0007.html)していますので、ご参考してください。
6	SEAC意見案へのパブコメに向け、アカウント作成等、準備は全て完了しておりますが、1アカウントにつき1報しか提出できないのでしょうか？それともセクター毎や欠落している用途について、1人何報でも提出できるのでしょうか？	1アカウント=1報に制限されていませんので、複数の提出を行うことが可能です。
7	3月26日に開始した社会経済分析委員会(SEAC)のパブコメに意見書を提出予定です。実際に少しずつ入力して保存しています。保存した後にPDFでの出力をしたのですが、入力したコメントは印刷されずに空欄で出力されてしまいます。入力画面にはコメントが保存されているのですが、何か入力操作に問題があったのか、理由が分かりません。アドバイスいただけますと幸いです。	EU surveyにおける技術的な問題については、以下サイトから問い合わせいただくのが良いかと思えます。なお、提出時にはPDFの出力が可能であり、回答が記載されることは確認しております。 https://ec.europa.eu/eusurvey/home/documentation

8	<p>SEACに提出のPublic Commentの10.Transport I >1.7 【Q1.6】 If you submitted comments in the previous consultation on the Annex XV restriction proposal (Mar-Sep 2023), please list the comment numbers (e.g. #1234, #5678).</p> <p>上記のコメント欄に記入する2023/09に弊社から提出したCommentの番号について教えてください。提出後に受理したメールにYour reference number …がございました。この番号が上記Q1.6で問われているComment numberとの理解でよろしいのでしょうか。ご教示の程をお願い致します。</p>	<p>受領メールに記載の「Your reference number …」は、ECHAサイト上で公開される「Comment number (例: #1234)」と同一ではありません。Q1.6で求められているのは、前回(2023年3-9月)の公開ページに表示される「#数字」のコメント番号です。前回のComment numberの探し方ですが、下記方法でご確認ください。</p> <p>1. 以下のサイトにあるindexで、前回の意見書提出時間、企業、国等から意見書を探し、ID番号(=Q1.6記載番号)を確認する https://echa.europa.eu/sv/comments-submitted-to-date-on-restriction-report-on-pfas</p> <p>2. 上記だけでは特定が難しい場合、同サイトで、indexにあるTable欄の#番号と同じ、Parts番号から内容を確認し、該当のID番号(=Q1.6記載番号)を確認する</p>
9	<p>FCJ様のウェビナーを視聴し、PFASを取り扱う弊社としてもバブコメ提出をすべきと認識しておりますがその内容や調査が難解と感じております。(製造・販売拠点が日本であり、またPFAS部品を直接製造しているわけではないため、具体的な数値等を示してのEUへのバブコメが難しいと感じております。)</p> <p>バルブメーカーまたはPTFE部品のユーザーとして記入できる要素について、ご助言等いただけないでしょうか。(私としては、ウェビナー資料P76の「一般調査での訴求ポイント」が特に関連すると認識しておりますが、具体的な報告が難しいと感じております。)</p> <p>また、EUSurveyへの入力に際して、スマートフォンによる認証が必要と認識していますがこれは(法人ではなく)私用のもので行っても問題ないもののでしょうか。</p>	<p>「ユーザー側で把握できる範囲」に限定して提出すれば十分評価されます。数値が揃わない場合も、用途の重要性・代替可否・検証に要する時間と条件・安全性や環境影響を、定性的またはレンジで示すだけでも効果があります。</p> <p>またEU Surveyの入力については、法人、私用どちらのスマートフォンで認証を行っても問題ありませんが、念のため、御社のポリシーをご確認いただき、ご判断いただければと思います。</p>

その他		
No.	ご質問	ご回答
1	PFAS規制内容の結論を分かりやすく説明してほしい	<p>欧州PFAS規制案は、ご認識の通り、未だドラフトの状態であって、最終的な規制内容および規制をするかしないかの結論は決定しておりません。現在はREACH規制化に向けたプロセスの途中段階で、バブコメ終了後にECHAの最終提案、欧州委員会・欧州議会での審議を経て、最終的な規制化が決定されます。</p> <p>欧州委員会の審議段階で現在の規制内容が修正されることもあるため、公開中の規制案がどういった形で最終化されるのかは今後の各プロセスを引き続き注視する必要があります。</p>
2	現状の各企業、各機関から提出されているバブコメをまとめたような文書は存在しますでしょうか。また、無ければ各企業や各機関が提出したバブコメをそれぞれ個別に閲覧する方法はありますでしょうか。	<p>現在募集中のSEAC意見へのコメントは、ECHA-HP (URL①)「Comments submitted to date on SEAC draft opinion」より閲覧可能です。</p> <p>なお、前回バブコメ(2023年)についてもECHA-HP (URL②)より閲覧可能です。こちらは、FCJ-HP (URL③)で「欧州PFAS制限提案に対する国・提出者別のバブコメ提出状況」として整理しております。</p> <p>URL①=https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/72301/term</p> <p>URL②=https://echa.europa.eu/comments-submitted-to-date-on-restriction-report-on-pfas</p> <p>URL③=https://cfcpj.jp/european-pfas.html</p>
3	シーリング用途のセクターにつきまして、代替可能性、社会経済分析、実施・執行可能性の検討はどの程度進んでいますでしょうか。今回の資料にあった潤滑剤セクターのように、波及範囲の広さが課題のように感じます。	<p>現時点で公表されているSEAC意見草案の内容を見る限り、シーリング用途(Sealing applications)を含む追加8セクターについては、SEAC自身が、代替可能性、社会経済影響、および実施・執行可能性に関する十分かつ堅牢な評価を完了できていない旨を明示しています。</p> <p>そのため、現段階では、これら用途に対する適用除外(derogation)の妥当性についてSEACとして最終的な結論を示している状況ではないと理解しています。</p> <p>一方で、RACは用途セクターにかかわらずPFAS排出にはリスクがあり、その排出は最小化されるべきとの見解を示しています。このためSEACは、追加8セクターについては、今後、代替品の利用可能性、技術的・経済的実現可能性、社会経済影響等に関する詳細評価を速やかに実施すべきとした上で、それまでの間は暫定的な期間限定derogationを推奨する整理を示しています。</p> <p>従いまして、シーリング用途セクターについても、現時点では「十分な評価が完了していないため継続検討中」という位置づけであり、今後の追加評価・バブコメ提出内容等を踏まえて議論が進展していくものと理解しております。なお、ご参考までに、「SEAC draft opinion, p.121～」をご参照ください。2025年8月時点の背景文書(B.D.)における評価については「Annex(附属書)E p.895～より記載がございますのでご参照ください。</p>